

京都の木を使おう

京都府の木は「北山杉」

住宅の骨組みにはたくさんの木材が使われており、安心・安全な住宅を建てるためには、強くてたわみにくい木材が必要です。京都府産スギの強度を測定したところ、過半数がE90^{*}以上あり、安全な強度などとなっています。

また、京都府産木材を利用して、木材の輸送時に排出される二酸化炭素量（ウッドマイレージCO₂）の削減と森林整備を促進し、地球温暖化防止が図られます。

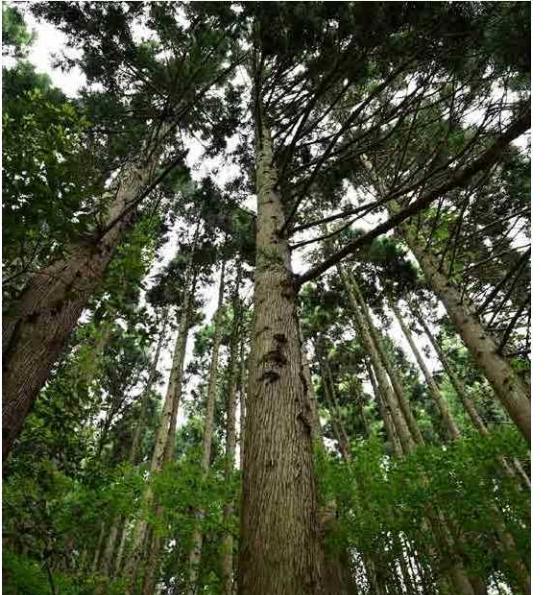
* 曲げヤング係数。数値が大きいほど、たわみにくい木材であることを示す

京都の木の利用に関する支援事業

京都の木を使った、住宅や非住宅の新築や増改築などの支援、福祉施設や商業施設の木材製品導入の支援、新たな木製品等の開発への支援（ひろがる京の木整備事業）があります。詳しくは、京都府ホームページをご覧ください。



府ホームページ



木を切って使うことが 森を守ることに

木材を利用し森林資源を循環させることは、森林の適正な管理につながり、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に貢献することになります。

す。京都府や市町村では「公共建築物等における木材の利用促進に関する基本方針」を策定し、府内・市町村産木材の利用を促進しています。京都府や与謝野町内産の木材が使用されると、府や町内の森林整備が進みます。また、「植える・育てる・使う・植える」のサイクルの循環が維持され、森林の適正管理につながることともに、林业の成長産業化に資することになります。さらに、伐採した後も建物や家具などに木材を使うことで、炭素を貯める効果もあります。木造住宅の場合、鉄筋コンクリートと比較して3～4倍の炭素を貯蔵することができるとされています。

木材を利用し森林資源を循環させることは、森林の適正な管理につながり、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に貢献することになります。



町内産の木材で作ったベンチ（役場加悦庁舎）

森林の適切な管理に向けて

平成31年4月に施行された森林經營管理法では、「森林所有者はその権原に属する森林について適時に伐採、造林および保育を実施することにより、經營管理を行わなければならぬ」と規定され、森林所有者の責務が義務化されました。また、市町村は「その区域内に存する森林について、經營管理が円滑に行われるよう、この法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるように努めるものとする」とされました。

そこで国は、令和6年度から森林を適正に管理していくため「森林環境税」の課税（納稅義務者一人あたり年額1000円）を始めます。森林環境税は、私有林人工林面積・林業就業者数・人口の客観的な基準により、「森林環境譲与税」として各市町村に配分され、森林整備などに活用されます。与謝野町においても、森林環境譲与税を活用して町内の人材を調査し、森林所有者に經營管理などの意向調査を進め、森林の適正な管理を促進していく予定です。

次回は、「森林環境譲与税」森林經營管理制度についてお知らせします。

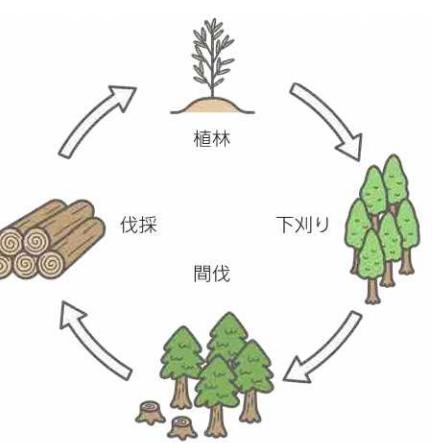
森林が適正に管理されず荒れたままの状態を放置し続けると、水源涵養などの機能が十分に発揮されず、災害の発生・激甚化、地球温暖化の進行など、わたしたちの生活に影響を与えるほか、生物の多様性保存に大きな影響を及ぼします。

例えば、大雨のとき森があると、地表に降った雨水の多くは土の中にしみこみ地中を流れます。これは地表を流れるよりもずっと遅いので、



木の伐採は悪いこと？

「木を伐採しないことが、森林を守ることにつながる」と思われていませんか？ 適正に木を伐採し、「植林・下刈り・間伐・伐採」のサイクルを循環させることで、豊かな森を育て森林の持つ機能を最大限に發揮することにつながります。



間伐をしっかりと行うことで太陽の光が森林に入り、根がしっかりと張り幹の太い木に成長し、二酸化炭素の吸収を促進します。また、地表まで太陽の光が届くことで下層植生が成長し、より雨水を貯める力も大きくなり、山地災害の抑制といった防災面でも効果を発揮します。



●間伐ができる森林
太陽の光が入り、豊かな森へと成長していく



●間伐ができない森林
太陽の光が差し込みず、暗い森林となっている

